

富山大学特別栄誉教授称号授与規則

平成30年12月25日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学特別栄誉教授（以下「特別栄誉教授」という。）の称号授与に関し必要な事項を定める。

(称号の授与要件)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する極めて顕著な功績等を挙げ、富山大学（以下「本学」という。）の教育研究の発展に寄与した功績が特に顕著である者に特別栄誉教授の称号を授与することができる。

- (1) ノーベル賞又は文化勲章を受けた者
- (2) 前号に掲げる者と同等であると学長が認める者

(選考)

第3条 特別栄誉教授の選考は、役員会の議を経て、学長が行う。

(称号記)

第4条 特別栄誉教授の称号を授与するときは、別記様式の称号記を交付して行う。

(称号取消)

第5条 特別栄誉教授の称号を授与された者が、特別栄誉教授にふさわしくない行為を行った場合は、学長は、役員会の議を経て、称号の授与を取り消し、称号記を返還させるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、特別栄誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年12月25日から施行する。

別記様式

特栄第 号

特 別 栄 誉 教 授 称 号 記

氏 名 ○ ○ ○ ○

あなたは極めて顕著な学術的功績をあげ本学の教育研究の発展
に寄与されましたのでその功績を称え富山大学特別栄誉教授の
称号を授与します

年 月 日

富 山 大 学 長

印